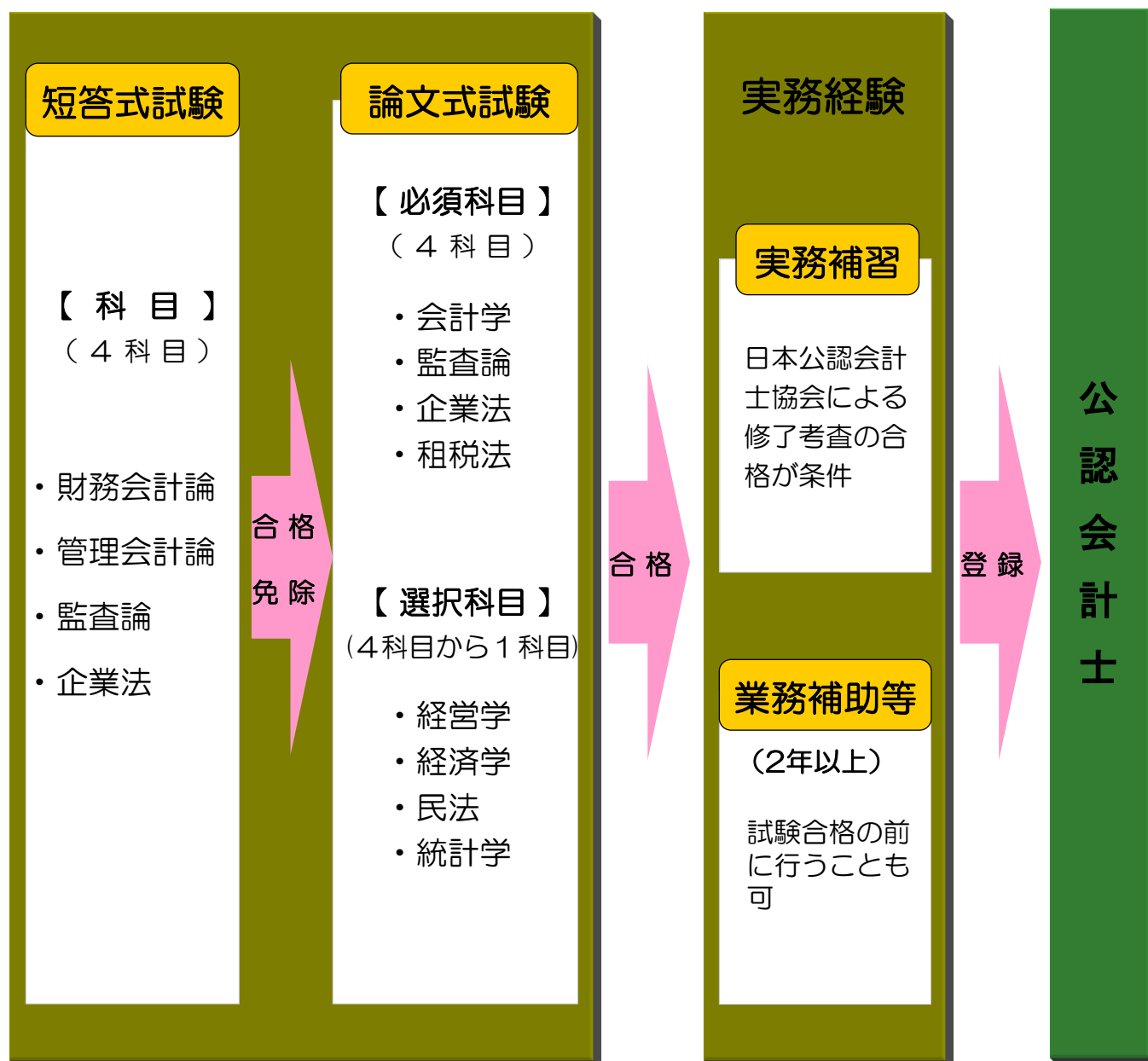


公認会計士試験制度の概要



平成 27 年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 18 年	20,796 (16,311)	9,617 (5,132)	3,108 (1,372)	14.9 (8.4)	32.3 (26.7)
平成 19 年	20,926 (18,220)	9,026 (6,320)	4,041 (2,695)	19.3 (14.8)	44.8 (42.6)
平成 20 年	21,168 (19,736)	8,463 (7,034)	3,625 (3,024)	17.1 (15.3)	42.8 (43.0)
平成 21 年	21,255 (20,443)	6,173 (5,361)	2,229 (1,916)	10.5 (9.4)	36.1 (35.7)
平成 22 年	25,648 (25,147)	5,512 (5,011)	2,041 (1,923)	8.0 (7.6)	37.0 (38.4)
平成 23 年	23,151 (22,773)	4,632 (4,254)	1,511 (1,447)	6.5 (6.4)	32.6 (34.0)
平成 24 年	17,894 (17,609)	3,542 (3,257)	1,347 (1,301)	7.5 (7.4)	38.0 (39.9)
平成 25 年	13,224 (13,016)	3,277 (3,069)	1,178 (1,149)	8.9 (8.8)	35.9 (37.4)
平成 26 年	10,870 (10,712)	2,994 (2,836)	1,102 (1,076)	10.1 (10.0)	36.8 (37.9)
平成 27 年	10,180 (10,050)	3,086 (2,956)	1,051 (1,030)	10.3 (10.2)	34.1 (34.8)
合計	185,112	56,322	21,233	11.5	37.7

(注1) 平成 27 年合格者中
最高年齢67歳、最低年齢19歳、女性207人

(注2) 表中()内の数値は、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したもの。

(注3) 平成27年の願書提出者は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が7,207人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が7,637人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

(参考) 過去の第2次試験結果状況

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 7 年	10,414	3,027	722	6.9	23.9
平成 8 年	10,183	3,017	672	6.6	22.3
平成 9 年	10,033	3,147	673	6.7	21.4
平成 10 年	10,006	3,395	672	6.7	19.8
平成 11 年	10,265	3,320	786	7.7	23.7
平成 12 年	11,058	3,381	838	7.6	24.8
平成 13 年	12,073	3,336	961	8.0	28.8
平成 14 年	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
平成 15 年	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
平成 16 年	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
平成 17 年	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
合計	134,031	36,267	10,420	7.8	28.7

(注1) 第2次試験が短答式及び論文式となった平成7年以降の状況

(注2) 昭和24年から平成17年までの累計
願書提出者(A)：321,580人、合格者(C)：24,430人、合格率(C)／(A)：7.6%

2. 年齢別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論文式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	127	23	11	8.7	47.8	1.0
20歳以上25歳未満	3,010	837	445	14.8	53.2	42.3
25歳以上30歳未満	2,560	895	308	12.0	34.4	29.3
30歳以上35歳未満	1,901	606	159	8.4	26.2	15.1
35歳以上40歳未満	1,060	317	77	7.3	24.3	7.3
40歳以上45歳未満	647	192	33	5.1	17.2	3.1
45歳以上50歳未満	355	90	8	2.3	8.9	0.8
50歳以上55歳未満	234	52	2	0.9	3.8	0.2
55歳以上60歳未満	121	36	5	4.1	13.9	0.5
60歳以上65歳未満	77	16	1	1.3	6.3	0.1
65歳以上	88	22	2	2.3	9.1	0.2
合 計	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1	100.0

(注) 平成27年11月13日時点の年齢によるもの。

3. 学歴別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 者 受 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	645	214	42	6.5	19.6	4.0
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	930	600	75	8.1	12.5	7.1
大 学 院 在 学	92	18	8	8.7	44.4	0.8
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	154	63	29	18.8	46.0	2.8
大 学 卒 業 (短大含む)	5,001	1,400	498	10.0	35.6	47.4
大 学 在 学 (短大含む)	2,219	541	307	13.8	56.7	29.2
高 校 卒 業	853	165	57	6.7	34.5	5.4
そ の 他	286	85	35	12.2	41.2	3.3
合 計	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1	100.0

(注1) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。

4. 職業別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	109	107	16	14.7	15.0	1.5
会 計 事 務 所 員	456	143	48	10.5	33.6	4.6
税 理 士	78	29	6	7.7	20.7	0.6
会 社 員	2,046	437	94	4.6	21.5	8.9
公 務 員	322	82	20	6.2	24.4	1.9
教 員	45	16	2	4.4	12.5	0.2
教育・学習支援者	55	14	2	3.6	14.3	0.2
学 生	3,122	852	438	14.0	51.4	41.7
専 修 学 校 ・ 各 種 学 校 受 講 生	1,812	813	280	15.5	34.4	26.6
無 職	1,874	503	137	7.3	27.2	13.0
そ の 他	261	90	8	3.1	8.9	0.8
合 計	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1	100.0

(注) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

5. 財務局別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	196	46	16	8.2	34.8	1.5
東 北	255	54	12	4.7	22.2	1.1
関 東	6,271	1,909	647	10.3	33.9	61.6
北 陸	120	50	13	10.8	26.0	1.2
東 海	559	183	68	12.2	37.2	6.5
近 畿	1,868	618	217	11.6	35.1	20.6
中 国	170	52	13	7.6	25.0	1.2
四 国	122	22	12	9.8	54.5	1.1
九 州	84	21	6	7.1	28.6	0.6
福 岡	491	120	45	9.2	37.5	4.3
沖 縄	44	11	2	4.5	18.2	0.2
合 計	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1	100.0

平成27年度の講演会の開催状況

(1) 大学生等を対象とする講演等

開催日	場 所		講 師
平成27年4月1日	早 稲 田 大 学 大 学 院	東京都	千代田会長
5月13日	武 蔵 野 大 学	東京都	廣本委員
5月20日	早 稲 田 大 学 大 学 院	東京都	佐々木 事務局長
5月29日	岡 山 大 学	岡山県	千代田会長
6月10日	高 崎 経 済 大 学	群馬県	廣本委員
6月11日	長 崎 大 学	長崎県	千代田会長
6月19日	広 島 修 道 大 学	広島県	千代田会長
10月22日	北 海 道 大 学	北海道	千代田会長
10月28日	松 山 大 学	愛媛県	千代田会長
10月29日	信 州 大 学	長野県	廣本委員
12月1日	北 九 州 市 立 大 学	福岡県	千代田会長
12月2日	立 命 館 ア ジ ア 太 平 洋 大 学	大分県	千代田会長
12月9日	大 阪 学 院 大 学	大阪府	廣本委員
12月16日	久 留 米 大 学	福岡県	廣本委員
平成28年1月12日	熊 本 学 園 大 学	熊本県	千代田会長
1月19日	慶 應 義 塾 大 学	神奈川県	廣本委員
1月24日	立 命 館 大 学 大 学 院	大阪府	千代田会長

(2) 高校生等を対象とする講演等

開催日	場 所		講 師
平成27年6月17日	千葉県立千葉商業高等学校	千葉県	廣本委員
8月18日	全国商業教育指導者研修会	東京都	廣本委員
9月4日	北海道札幌国際情報高等学校	北海道	千代田会長
10月14日	中央大学杉並高等学校	東京都	千代田会長
11月2日	埼玉県立深谷商業高等学校	埼玉県	廣本委員
11月6日	北海道稚内高等学校	北海道	廣本委員
11月19日	栃木県立宇都宮商業高等学校	栃木県	廣本委員
11月26日	慶應義塾湘南藤沢高等部	神奈川県	千代田会長
平成28年2月24日	福岡県立宇美商業高等学校	福岡県	廣本委員
3月17日	学校法人博多学園博多高等学校	福岡県	廣本委員

平成 27 年 6 月 19 日
公認会計士・監査審査会

平成 27 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について

本日、平成 27 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表を行いました。
試験結果の概要、合格者番号等は、次のとおりです。

1. 試験結果の概要について
2. 得点階層分布表（総合得点比率）
3. 正解、満点及び配点
4. 合格者受験番号
 （関東財務局）
 （近畿財務局）
 （関東財務局及び近畿財務局以外）
5. 第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの試験結果

【お問い合わせ先】

公認会計士・監査審査会事務局

総務試験室

03-5251-7295

試験結果の概要について

(1) 願書提出者数

7,637 人

(2) 受験者数（答案提出者数）

4,503 人（注）

（注）願書提出者数と受験者数の差の内訳

- ・ 欠席者数 1,555 人（第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目すべてを欠席した者）
- ・ 短答式試験免除者数 1,579 人
 - うち 平成 25 年又は平成 26 年短答式試験合格者 1,298 人
 - うち 司法試験合格者や大学教授等 151 人
 - うち 旧第二次試験合格者 130 人

(3) 合格者数

624 人

- ・ 総点数の 67%以上を取得した者

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		47.1%
科目別	財務会計論	43.7%
	管理会計論	47.8%
	監査論	47.9%
	企業法	50.5%

第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの試験結果

(1) 願書提出者数

10,180 人

(2) 受験者数（答案提出者数）

6,731 人（注）

（注）願書提出者数と受験者数の差の内訳

- ・ 欠席者数 1,889 人（第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目すべてを欠席した者）
- ・ 短答式試験免除者数 1,579 人

(3) 合格者数（第Ⅰ回及び第Ⅱ回の合算）

1,507 人

- ・ 第Ⅰ回短答式試験においては、総点数の 60%以上を取得した者
- ・ 第Ⅱ回短答式試験においては、総点数の 67%以上を取得した者

(4) 論文式試験受験予定者数

3,086 人

（注）属人ベースとは、平成 27 年第Ⅰ回短答式試験及び同第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの。

平成 27 年 11 月 13 日
公認会計士・監査審査会

平成 27 年公認会計士試験の合格発表について

本日、平成 27 年公認会計士試験の合格発表を行いました。合格発表の概要、合格者番号等は、次のとおりです。

- 公認会計士試験の合格発表の概要について
- 平成 27 年公認会計士試験（論文式試験）の合格点及び合格率等について
- 平成 27 年公認会計士試験合格者調
- 論文式試験成績通知書について
- 平成 27 年公認会計士試験合格者番号
 - （関東財務局 100001～200000）
 - （関東財務局 200001～）
 - （近畿財務局）
 - （関東財務局及び近畿財務局以外）
- 平成 27 年公認会計士試験論文式試験 一部科目免除資格取得者番号

【お問い合わせ先】

公認会計士・監査審査会事務局
総務試験室

03-5251-7295

公認会計士試験の合格発表の概要について

1. 試験結果の概要

(1) 願書提出者数

10,180 人 (注)

うち 短答式試験の受験者等 10,050 人 (注)

(注)平成 27 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 7,207 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 7,637 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

(2) 論文式試験受験者数

3,086 人

うち 答案提出者数 2,759 人

(注)論文式試験受験者数 3,086 人と答案提出者 2,759 人との差は、論文式試験の受験予定科目すべてを欠席した者 327 人である。

(3) 論文式試験合格者数

1,051 人(対前年比 51 人減)、合格率 10.3%

うち 短答式試験の受験者等 1,030 人

【平成 27 年公認会計士試験結果】

区 分	平成 27 年試験			(参考) 平成 26 年試験		
	平成 27 年試験	短答式試験 の受験者等	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)	平成 26 年試験	短答式試験 の受験者等	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)
願書提出者数 (a)	10,180 人	10,050 人	130 人	10,870 人	10,712 人	158 人
短答式試験 受験者数	8,620 人 (9,918 人)	8,620 人 (9,918 人)	—	9,290 人 (10,571 人)	9,290 人 (10,571 人)	—
短答式試験 合格者数	1,507 人 (2,805 人)	1,507 人 (2,805 人)	—	1,405 人 (2,686 人)	1,405 人 (2,686 人)	—
論文式試験 受験者数	3,086 人	2,956 人	130 人	2,994 人	2,836 人	158 人
最終合格者数 (b)	1,051 人	1,030 人	21 人	1,102 人	1,076 人	26 人
合格率 (b/a)	10.3%	10.2%	16.2%	10.1%	10.0%	16.5%

(注1)表中()の数値は、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えて算出したもの。

(注2)平成 27 年試験の「短答式試験の受験者等」の願書提出者数は、平成 27 年短答式試験受験者 8,620 人のほか、平成 26 年又は平成 25 年の短答式試験合格による短答式試験免除者 1,298 人並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者 151 人を含んだもの。なお、平成 27 年短答式試験受験者 8,620 人のうち短答式試験免除者 19 人が重複しているので、合計は「短答式試験の受験者等」の願書提出者数と一致しない。(平成 26 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載。)

(4) 参考資料

平成 27 年公認会計士試験論文式試験得点階層分布表(総合得点比率)

2. 合格者の概要

(1) 合格者

- 52.0%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち 1 科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格

(2) 合格者の年齢

- 最高年齢は 67 歳、最低年齢は 19 歳
- 合格者の平均年齢は 27.1 歳

(3) 合格者の性別

- 男性 844 人、女性 207 人
- 合格者に占める女性の比率は 19.7%

(4) 合格者の学歴

- 「大学卒業(短大含む)」以上が 652 人(構成比 62.0%)

(5) 合格者の職業

- 「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 718 人(構成比 68.3%)
- 「会社員」は 94 人(構成比 8.9%)

3. 科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、次回以降の2年間免除を受けることができる科目免除資格取得者は 500 人(属人ベース)

(注1)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 629 人

(注2)一部の試験科目について試験が免除される対象は、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験

平成27年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)

階 層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者(注1)		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員 (A)	累計 (B)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合 (C)	人員 (D)	累計 (E)	人員 (A)－(D) (F)	累計 (B)－(E) (G)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合 (H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
100%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
99%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
98%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
97%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
96%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
95%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
94%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
93%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
92%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
91%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
90%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
89%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
88%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
87%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
86%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
85%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
84%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
83%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
82%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
81%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
80%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
79%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
78%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
77%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
76%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
75%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
74%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
73%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
72%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
71%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
70%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
69%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
68%	1	1	0.03	0	0	1	1	0.03
67%	0	1	0.03	0	0	0	1	0.03
66%	1	2	0.06	0	0	1	2	0.06
65%	5	7	0.23	0	0	5	7	0.23
64%	5	12	0.39	0	0	5	12	0.39
63%	5	17	0.55	0	0	5	17	0.55
62%	18	35	1.13	0	0	18	35	1.13
61%	18	53	1.72	0	0	18	53	1.72
60%	33	86	2.79	0	0	33	86	2.79
59%	53	139	4.50	0	0	53	139	4.50
58%	68	207	6.71	1	1	67	206	6.68
57%	80	287	9.30	0	1	80	286	9.27
56%	116	403	13.06	0	1	116	402	13.03
55%	129	532	17.24	2	3	127	529	17.14
54%	158	690	22.36	7	10	151	680	22.03
53%	178	868	28.13	3	13	175	855	27.71
52%	206	1,074	34.80	10	23	196	1,051	34.06
51%	199	1,273	41.25	27	50	172	1,223	39.63

階 層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者(注1)		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員	累計	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合	人員	累計	人員 (A)－(D)	累計 (B)－(E)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
50%	152	1,425	46.18	22	72	130	1,353	43.84
49%	140	1,565	50.71	29	101	111	1,464	47.44
48%	135	1,700	55.09	30	131	105	1,569	50.84
47%	111	1,811	58.68	41	172	70	1,639	53.11
46%	122	1,933	62.64	60	232	62	1,701	55.12
45%	103	2,036	65.98	61	293	42	1,743	56.48
44%	76	2,112	68.44	55	348	21	1,764	57.16
43%	72	2,184	70.77	65	413	7	1,771	57.39
42%	53	2,237	72.49	49	462	4	1,775	57.52
41%	63	2,300	74.53	58	520	5	1,780	57.68
40%	54	2,354	76.28	53	573	1	1,781	57.71
39%	30	2,384	77.25	30	603	0	1,781	57.71
38%	37	2,421	78.45	37	640	0	1,781	57.71
37%	27	2,448	79.33	27	667	0	1,781	57.71
36%	24	2,472	80.10	24	691	0	1,781	57.71
35%	21	2,493	80.78	21	712	0	1,781	57.71
34%	21	2,514	81.46	21	733	0	1,781	57.71
33%	15	2,529	81.95	15	748	0	1,781	57.71
32%	14	2,543	82.40	14	762	0	1,781	57.71
31%	5	2,548	82.57	5	767	0	1,781	57.71
30%	14	2,562	83.02	14	781	0	1,781	57.71
29%	17	2,579	83.57	17	798	0	1,781	57.71
28%	8	2,587	83.83	8	806	0	1,781	57.71
27%	5	2,592	83.99	5	811	0	1,781	57.71
26%	6	2,598	84.19	6	817	0	1,781	57.71
25%	4	2,602	84.32	4	821	0	1,781	57.71
24%	12	2,614	84.71	12	833	0	1,781	57.71
23%	7	2,621	84.93	7	840	0	1,781	57.71
22%	2	2,623	85.00	2	842	0	1,781	57.71
21%	3	2,626	85.09	3	845	0	1,781	57.71
20%	4	2,630	85.22	4	849	0	1,781	57.71
19%	2	2,632	85.29	2	851	0	1,781	57.71
18%	5	2,637	85.45	5	856	0	1,781	57.71
17%	8	2,645	85.71	8	864	0	1,781	57.71
16%	7	2,652	85.94	7	871	0	1,781	57.71
15%	5	2,657	86.10	5	876	0	1,781	57.71
14%	7	2,664	86.33	7	883	0	1,781	57.71
13%	13	2,677	86.75	13	896	0	1,781	57.71
12%	2	2,679	86.81	2	898	0	1,781	57.71
11%	9	2,688	87.10	9	907	0	1,781	57.71
10%	4	2,692	87.23	4	911	0	1,781	57.71
9%	9	2,701	87.52	9	920	0	1,781	57.71
8%	6	2,707	87.72	6	926	0	1,781	57.71
7%	10	2,717	88.04	10	936	0	1,781	57.71
6%	17	2,734	88.59	17	953	0	1,781	57.71
5%	9	2,743	88.89	9	962	0	1,781	57.71
4%	7	2,750	89.11	7	969	0	1,781	57.71
3%	3	2,753	89.21	3	972	0	1,781	57.71
2%	1	2,754	89.24	1	973	0	1,781	57.71
1%	0	2,754	89.24	0	973	0	1,781	57.71
0%	5	2,759	89.40	5	978	0	1,781	57.71
欠席者	327	3,086	100.00	327	1,305	0	1,781	57.71

(注1) 1科目につき得点比率が40%未満の科目がある者の人数。

(注2) 各階層については、例えば、階層が「50%」の場合は、50%以上51%未満の人数。他の階層も同様。

平成 26 年 4 月 8 日
公認会計士・監査審査会

**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「公認会計士試験事業」に係る契約の締結について**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、関東財務局において民間競争入札を行った「公認会計士試験事業」について、次のとおり契約を締結しました。

1. 契約の相手方の名称、住所及び代表者の氏名

株式会社ヒューマントラスト
東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 5 号
代表取締役 阪本美貴子

2. 契約金額

240,526,142 円（税込み）

3. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで

4. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべきサービスの質に関する事項

[（別紙 1 PDF : 115KB）](#)

5. 民間事業者における事業の実施体制及び実施方法の概要

[（別紙 2 PDF : 35KB）](#)

6. 民間事業者が関東財務局等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき措置に関する事項

[（別紙 3 PDF : 105KB）](#)

7. 民間事業者が事業実施に当たり第三者に損害を加えた場合において、損害賠償に関し民間事業者が負うべき責任に関する事項

[（別紙 4 PDF : 21KB）](#)

【お問い合わせ先】

公認会計士・監査審査会事務局
総務試験室 試験総括係
03-5251-7295

[（別紙 1 PDF : 115KB）](#)

[（別紙 2 PDF : 35KB）](#)

[（別紙 3 PDF : 105KB）](#)

[（別紙 4 PDF : 21KB）](#)

事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべきサービスの質に関する事項

1. 試験実施事業の詳細な内容

対象となる試験実施事業（以下「対象事業」という。）は、会場確保、願書配付・受付等、短答式及び論文式試験の立会等の業務である。

① 事業期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までとする。（平成 27 年試験から平成 29 年試験までの願書配付・受付等業務、短答式及び論文式試験の立会等業務並びに平成 27 年第Ⅱ回短答式試験から平成 30 年第Ⅰ回短答式試験までの会場確保業務）

② 関東財務局からの無償貸与物件（提供時期）

イ. 各種マニュアル（入札説明会時）

- ・短答式及び論文式試験の試験立会業務時の「公認会計士試験実施要領」及び「本部要員及び指導官用手引き」
- ・願書受付業務時の「公認会計士試験願書受付審査マニュアル」
- ・災害発生時等に係る「公認会計士試験実施における緊急時対応マニュアル」

（注）上記資料の開示に当たっては、第三者に公表しない旨の誓約書を徴することとする。

ロ. 看板・主任官袋等の試験実施関連用具（試験実施の約 1 か月前）

③ 業務の引継

イ. 関東財務局は、民間事業者が対象事業を開始するまでの間に、業務内容等を明らかにした書類等により、民間事業者には業務の引継を行うものとする。

ロ. 契約期間の満了に伴い対象事業が終了する場合には、関東財務局は民間事業者から引継（民間事業者による創意工夫に係る事項を含む。）を受けるものとする。

この場合、必要に応じて、関東財務局が業務終了前に民間事業者に対し引継に必要な資料を求めた場合には、民間事業者は応じるものとする。

また、事業実施者である民間事業者が変更になる場合、関東財務局は、次期民間事業者へ引継を行うものとする。

④ 事業内容

イ. 施設の概要

対象事業は、第Ⅰ回及び第Ⅱ回の各短答式試験において、それぞれ 8,000 人～10,000 人程度、また論文式試験においては 2,000 人～4,000 人程度の規模の受験者を対象として実施するものである。

したがって、対象事業の実施に当たっては、これらの規模の受験者を収容可能な

大学等の施設を借り受けた上で実施する必要がある（注：第Ⅰ回及び第Ⅱ回の各短答式試験については、従来、それぞれ2箇所の試験会場にて実施している。論文式試験についても、2箇所の試験会場にて実施した実績がある）。

ロ. 業務実施上の注意

対象事業は下記ハ～ヘの各工程からなっている。民間事業者は業務の実施に当たり、以下のことに注意するほか、担当者を定めた上で、関東財務局と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

また、今後の公認会計士法の改正等により公認会計士試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- a) 対象事業の実施に当たり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等、責任の所在を明確にすること。
- b) 対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールを平成27年試験については、平成26年5月末、平成28年試験については、平成27年3月末、平成29年試験については、平成28年3月末までに策定し、関東財務局と調整すること。
- c) 受験申請者からの問い合わせや苦情等に対する対応については、専用回線を敷設するなど適切に行うこと。
- d) 事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに速やかに関東財務局に報告しなければならない。

ハ. 短答式及び論文式試験会場の確保業務（12月～3月）

- a) 平成26年12月に実施予定の平成27年第Ⅰ回短答式試験については、前期民間事業者が既に確保した試験会場を使用すること（試験会場の使用許可は民間事業者が自ら取得すること。）。

平成27年度以降に実施する短答式及び論文式試験については、これまでの借上げ実績及び受験願書の出願状況等を参考に、関東財務局と協議の上、民間事業者において試験会場（試験室及び試験事務室）を前年度3月までに確保するとともに、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し、関東財務局に送付すること。

なお、契約の最終年度においては、平成29年度中に実施予定の平成30年第Ⅰ回短答式試験までの試験会場を確保し、その使用許可又は内諾を受けた状態を当該試験以降に試験を実施する民間事業者に引き継ぐこと。

- b) 12月に行われる第Ⅰ回短答式試験会場については、空調設備（暖房）を完備したもの、また、8月に行われる論文式試験会場については、空調設備（冷房）を完備したものを確保すること。また、試験官等が受験者に個別に問題等を容易に配付できる広さの通路を確保するほか、3人以上の連続した机の場合には、原則として両端の2席のみを使用すること。
- c) 身体障害者等の受験申請者（受験特別措置対象者）を想定し、当該受験者用の

試験室を別途確保し、必要に応じて什器類を準備すること。当該受験者に係る対応については、関東財務局が別途指示する。

また、自然災害や試験当日の交通障害等による遅刻者を想定し、時差受験教室も確保しておくこと。

- d) 短答式及び論文式試験日については、関東財務局が別途指示するので、民間事業者は当該試験日における各会場の手配を行うこと。
- e) 論文式試験については、準備作業を行うため、可能な限り試験日前日から借り上げること。

二. 受験案内・願書配付、願書受付業務

- a) 受験案内・願書配付（第Ⅰ回短答式試験：8月上旬～9月中旬、第Ⅱ回短答式試験：1月中旬～2月下旬）

民間事業者は、受験申請者からの請求に応じ、郵送による受験案内・願書の配付を行う。なお、審査会事務局（東京都千代田区霞が関3-2-1）及び関東財務局（さいたま市中央区新都心1-1）においては、受験案内・願書の備置配付を行うものとする。

民間事業者は、郵送用の受験案内・願書の部数が不足するおそれが生じた場合には、事前に審査会事務局に連絡を行うこと。

- b) 願書受付・審査（第Ⅰ回短答式試験：9月上旬～10月中旬、第Ⅱ回短答式試験：2月中旬～3月下旬）

民間事業者は、郵送での書面による願書の受付を行うものとする。願書の送付先は、民間事業者において、個人情報が入力され収入印紙が貼付された願書を管理するのに適当な場所をあらかじめ確保した上で関東財務局と協議し指定する住所地とし、受付に当たっては、願書記載事項の記載漏れ、記載誤り等がないか、試験免除がある場合はその証明となる免除通知書等の添付があるか、受験手数料相当額の収入印紙が貼付されているか、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないか等を審査し、不備があった場合は、必ず本人に確認し補正すること。

なお、民間事業者において判断できない重要な記載不備等が認められた場合には、関東財務局と協議すること。

また、受験者の氏名、年齢、生年月日等の個人情報が、他人に漏洩しないように厳重に管理すること。

- c) 受験番号の付番（第Ⅰ回短答式試験：10月上旬～10月中旬、第Ⅱ回短答式試験：3月中旬～3月下旬）

民間事業者は、記載事項や添付資料に不備のないことを確認し、不備のないものについては、事務処理手順に従い、願書等の振り分けを行い、関東財務局による確認後、受験番号の付番を行うこと。

また、提出者数報告、教室別受験者数、受験願書整理表を作成し、関東財務局

及び審査会事務局へ送付すること。

- d) 願書等の送付（第Ⅰ回短答式試験：10月、第Ⅱ回短答式試験：3月）

民間事業者は、願書の整理が終了次第、速やかに願書を審査会事務局へ送付すること。

なお、会計専門職大学院修了見込者に係る願書等については、受理を行い、付番のうえ、願書一式（返信用封筒及び試験会場の案内文を含む）を審査会事務局へ送付し、送付した旨を関東財務局へ報告すること。

また、第Ⅰ回短答式試験時には、前年試験で短答式試験の免除有効期間が切れる者で、前年に論文式試験を受験した者に係る願書等について、会計専門職大学院修了見込者に係る願書等と同様の取り扱いをすること。

- e) 受験票の送付（第Ⅰ回短答式試験：10月下旬～11月上旬、第Ⅱ回短答式試験：3月下旬～4月上旬）

民間事業者は、受験番号の付番後、関東財務局が指定する期限までに受験票返信用封筒により受験者に受験票を送付すること。その際、併せて、試験会場の案内図等を同封すること。

また、受験者からの住所等変更届提出に備えた処理体制を整備すること。

さらに、第Ⅰ回短答式試験合格者に対しては、第Ⅱ回短答式試験合格発表後、論文式試験の試験会場に係る案内状を送付すること。

- f) 民間事業者は、受験番号順に試験室の割振りを行い、確保した試験会場における部屋割表（試験事務室（本部）の部屋番号並びに試験室ごとの部屋番号、収容人数及び試験区分）を作成し関東財務局に送付すること。

民間事業者は、試験実施に必要な各試験会場の教室数を確定し、試験会場における教室の状況を確認した上で、試験会場の使用許可を取得すること。使用許可を取得した後は、その旨を関東財務局へ報告すること。

- ホ. 会場責任者、試験監督員等（以下「会場責任者等」という。）の確保及び割付業務（第Ⅰ回短答式試験11月、第Ⅱ回短答式試験4月、論文式試験7月）

- a) 民間事業者は、試験運営業務に支障を来さないよう、従来の実施体制（1試験会場1日当たり会場責任者1名、会場副責任者1名、本部員（審査会事務局との連絡要員及び教室間の見回り主任官等：短答式試験30名程度、論文式試験20名程度）、警備員2名（確保した試験会場に常駐する施設側警備員が配置されており、試験当日においても警備に当たる場合は配置の必要はない）、看護師1名、1試験室当たり主任試験官1名、1試験室における受験者100名当たり副主任試験官1名、受験者20名当たり試験官1名。最低でも各試験室に主任試験官、副主任試験官、試験官の3名を配置すること。）を目安として、会場責任者等を確保すること。

なお、試験時間中のトイレ等への同行を行うことも考慮し、試験監督員等の確

保に当たっては、その男女比にも配慮すること。

- b) 会場責任者については、試験運營業務に支障を来さないよう、国家資格試験の運營業務の経験者を充てるほか、主任試験官（及び副主任試験官）には、国家資格試験で主任試験官等を経験している者、又は国家資格試験の立会いを3回以上経験している者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。
- c) 民間事業者は、会場責任者を試験会場別、試験監督員等を試験会場別及び試験室別に割り付け、その結果を関東財務局へ報告すること。

また、関東財務局との連絡窓口は、会場責任者又は会場副責任者とする。

- へ. 試験当日の試験場の運営（試験前日設営、準備を含む。第Ⅰ回短答式試験 12 月、第Ⅱ回短答式試験 5 月、論文式試験 8 月）

- a) 民間事業者は、入札説明会において関東財務局が貸与する短答式及び論文式試験の公認会計士試験実施要領等を参考に試験運営マニュアル（試験立会官用、試験事務室用）を作成し、短答式及び論文式試験日のそれぞれ 1 か月前までに関東財務局に提出し、その内容について関東財務局の確認を受けること。

また、台風等の自然災害の発生、試験当日の交通障害、試験会場付近の火災等により試験の実施が困難と予想される場合等に対応するため、民間事業者は、危機管理要領を作成し、1 か月前までに関東財務局に提出し、その内容について関東財務局の確認を受けること。

提出を受けた関東財務局は、必要に応じて試験運営マニュアル等の修正を命じることができるものとする。

民間事業者は、試験運営マニュアル等に基づき試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対する事前の教育・指導を目的とした研修等の方法を通じて試験運営マニュアルの遵守の徹底を図ること。

なお、研修等の内容については事前に関東財務局の確認を得ることとし、研修等には関東財務局の担当職員が出席することとする。

- b) 備品、消耗品の準備

民間事業者は、試験実施に当たり使用する備品・消耗品類を試験会場に準備すること。

また、緊急事態の発生に備えて、試験会場と審査会の間で情報の受渡しが可能となるよう、電子メール送受信・FAX送受信等の可能な環境を整備すること。

- c) 試験会場の準備と整備

試験会場については、試験当日、試験が適切に実施できるように可能な限り試験日前日に整備すること。なお、試験室への案内等は分かりやすく掲示すること。

試験室については、配席図や必要な注意事項等を掲示するとともに、机に受験番号を貼り付けるなど、事前に適切な設営を行うこと。

- d) 問題冊子及び答案用紙の受け渡し

会場責任者は、試験日当日の問題冊子（正誤表を含む。）及び答案用紙等を、審査会事務局から指定された時間に試験会場において受領すること。

また、各科目の試験終了ごとに答案用紙を回収し、数量等の確認及び封緘を行い、当日の試験終了後に審査会事務局が指定する者に引き渡すこと。

e) 試験当日の業務

民間事業者が行う業務は以下のとおりであるが、この場合において、関東財務局は、これらの業務が適正に遂行されることを検収するため、担当職員を試験会場に派遣するものとする。

i) 試験事務室（本部）

- ・ 受験者の案内・誘導を行うこと。
- ・ 会場責任者は、主任試験官、副主任試験官、試験官等が集合していることを確認し、万一、遅刻・急病等の理由により欠員が生じた場合には、試験開始に間に合うよう代替となる者を用意すること。
- ・ 各試験室からの受験状況等の報告や各種の照会等の受付・確認及び整理。
- ・ 試験室から回収した答案回収袋の部数確認。
- ・ 試験室ごとに試験問題、答案用紙及び法令基準等の配付準備を行うこと。
- ・ 受験票の携行を失念した受験者に対して、受験票を再発行すること。
- ・ その他試験の実施上必要なものとして関東財務局から指示された業務。

ii) 試験室

- ・ 試験開始前の注意事項の説明、試験問題・答案用紙等の配付。
- ・ 写真票による受験者の本人確認。
- ・ 受験者の監視と不正受験に対する対応。
- ・ 出欠確認
- ・ 離席者（トイレ、中途退席）への対応
- ・ 答案用紙の回収と確認及び答案回収袋への封入と封緘
- ・ その他試験の実施上必要なものとして試験運営マニュアルに記載された業務。

f) 試験終了後の業務

すべての試験が終了したときは、試験会場の原状回復を行った上で撤収すること。

試験当日、会場責任者等が出したゴミ等はすべて持ち帰ること。その旨、全員に周知徹底させること。

なお、受験者の忘れ物については、遺失物拾得に係る法令に従い適切に処理すること。

g) 試験ごとに、受験者の出欠データを速やかに関東財務局に報告すること。

h) その他、上記職務の遂行に必要となる関連業務

2. 事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

公認会計士試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のような対応が求められる。

なお、関東財務局は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、報告等により、モニタリングを行うものとする。

① 民間事業者は、入札時に提出した企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

② 試験会場の確保業務

イ. 関東財務局の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。

ロ. 関東財務局が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、余裕を持った試験室内の座席配置とすること。

ハ. 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。

③ 願書等の配付・受付業務

イ. 受験案内・願書の配付終了時点で配付漏れがないこと。

ロ. 受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。

ハ. 試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。

④ 試験当日の試験会場の運営

次に掲げる事項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営を行う。また、会場責任者等に対する事前の研修等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。

イ. 試験問題の事前の漏洩の絶対防止。

ロ. 試験時間の過不足の絶対防止。

ハ. 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。

ニ. マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。

ホ. 問題に正誤がある場合には、審査会事務局からの指示及びマニュアルに従って、配付・掲示又は板書を行い、受験者に対して確実に周知すること。

ヘ. 受験者に配付した答案用紙の全数回収。

ト. 回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止。

チ. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。

リ. 関東財務局から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。

ヌ. 試験会場の原状回復を行うこと。

⑤ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。

- ⑥ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに関東財務局に連絡し指示を仰ぐこと。
- ⑦ 答案用紙の引渡し
回収した答案用紙の審査会事務局が指定する運送業者への引渡し漏れがないこと。

民間事業者における事業の実施体制及び実施方法の概要

1. 民間事業者が行う主な業務

関東財務局の実施する試験実施業務のうち、試験会場確保、受験願書受付等、短答式及び論文式試験の立会等の業務。

2. 実施体制

総括責任者の下に、試験事務本部組織（試験会場確保、受験願書受付、コールセンター等）、試験実施組織（試験会場運営等）、請負管理組織（スタッフの管理等）の独立した組織を設置し、業務上の役割分担や責任の所在の明確化を図る体制とする。

業務従事者については、会場責任者に国家資格試験等において会場責任者を10回以上経験した自社社員を充てることとし、試験官等についても、自社登録スタッフから試験経験者を中心に採用することとしている。また、不測の事態における試験官等の不足要員に対応するための相当数の待機要員を確保することとしている。

3. 実施方法

試験会場の確保については、過去に試験実施の実績のある会場候補を中心として、厳正かつ正確な対応を行うために試験前日から会場借上げを行うこととしている。

受験願書受付等については、当局との打合せの結果を基に、都内23区内に、独立した当該業務専用のオフィス（試験事務本部）を設置し、セキュリティを確保した上で、正確で迅速な受験願書受付等を行うこととしている。

試験会場の運営については、電波時計を使用するなど試験実施時間の厳正な管理を行うこととしている。また、試験時間中、受験者との確実な意思疎通を図るとともに他の受験者への配慮を行うなど、受験者が快適に試験を受けられる環境整備を図ることとしている。

民間事業者が関東財務局等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき措置に関する事項

1. 民間事業者が関東財務局等に報告すべき事項、関東財務局等の指示による講ずべき措置

① 報告等

民間事業者は、請負事業の実施に当たって求められるサービスの質の確保がなされていることを確認するため、次のイからトについて、報告を行うものとする。

また、関東財務局は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じて、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

イ. 民間事業者は、事業開始日から起算して3か月を経過するごとに、経過の日から1か月以内に、請負事業の実施状況を関東財務局に報告しなければならない。

ロ. 試験会場における事故や急病及び(別紙1)2.④の各号に抵触する行為については、民間事業者は迅速に対応すると同時に速やかに関東財務局に報告しなければならない。

ハ. 審査会事務局が授受した答案用紙の回収数の正確性に疑義があり、審査会事務局から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ニ. 試験日以降、関東財務局に寄せられた請負事業に関するクレームや問い合わせについて、関東財務局から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ホ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等関係者からのクレームやトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに関東財務局に報告しなければならない。

ヘ. 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の短答式(2回)及び論文式の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末までに、関東財務局に報告しなければならない。

ト. 民間事業者は、部分払の請求を行う場合において、当該請求に係る経費について、当該業務を終了した日が属する月の翌月末までに、関東財務局に報告しなければならない。

② 調査

イ. 関東財務局は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という)第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他

の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする関東財務局の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

関東財務局は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2. 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ① 民間事業者は、関東財務局の与えた指示及び請負契約の遂行上知り得た関東財務局の秘密情報（書面等をもって関東財務局が民間事業者に提供した情報及び関東財務局の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを請負契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- ② 民間事業者は、請負業務及び①にて秘密保持義務を負っている関東財務局の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、請負契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。
- ③ 民間事業者は、自らの従事者その他の者に対して、①、②及び⑥の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- ④ 民間事業者が①、②、③及び⑥の義務に違反した場合には、関東財務局は民間事業者に対して、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として請求することができる。この場合、民間事業者は、関東財務局が実際に被った損害について、3 の⑫に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- ⑤ ①から④の規定は、請負契約終了後においても適用されるものとする。
- ⑥ 個人情報に関する取扱いについては、①から⑤に掲げるほか、平成 25 年 12 月 2 日付公認会計士試験事業民間競争入札実施要項（別紙 3）の取扱いを遵守しなければならない。

3. 談合等の不正行為及び違約金

- ① 民間事業者は、請負契約に関して、民間事業者又は民間事業者の代理人が次の各号の一に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を関東財務局に提出しなければならない。
 - イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同

法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ロ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

② 民間事業者は、請負契約に関し、次の各号の一に該当するときは、関東財務局が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として関東財務局が指定する期日までに支払わなければならない。

イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

ロ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

ハ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ニ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

③ 民間事業者は、②のニに規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、②の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として関東財務局が指定する期日までに支払わなければならない。

イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

ロ. 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ハ. 民間事業者が関東財務局に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

④ 民間事業者は契約の履行を理由として、②、③の違約金を免れることができない。

- ⑤ ②及び③の規定は、4の⑫に定める損害の額が違約金を超過する場合において、関東財務局がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

4. その他契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負事業の開始及び中止

- イ. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に請負事業を開始しなければならない。
- ロ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって関東財務局と協議の上、承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

- イ. 民間事業者は、請負事業の実施において受験申請者を合理的な理由なくして区別又は差別してはならない。
- ロ. 民間事業者は、請負事業を実施している間、親会社等を含め、公認会計士試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査、分析等を行ってはならない。
- ハ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）及びその親族（配偶者、親子、兄弟姉妹）は、請負事業に従事する試験年の公認会計士試験に申し込み、又は受験をしてはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、正当な理由なく、請負事業において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「金融庁」、「公認会計士・監査審査会」及び「関東財務局」の名称、ロゴや「公認会計士試験」の名称などを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。また、自ら行う事業が公認会計士試験の業務の一部であるかのように誤認のある行為をしてはならない。

⑤ 関東財務局との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場において、自ら行う事業又は関東財務局以外の者との契約（関東財務局との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑥ 取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は関東財務局以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡等

イ. 民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑨ 再委託

イ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者に再委託してはならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その一部について第三者に再委託を行う場合は、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ関東財務局と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ハ. 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ関東財務局と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ニ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収し、関東財務局に提出することとする。

ホ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託をした業務に伴う再委託先の行為につき、関東財務局に対して全ての責任を負う。

ヘ. 民間事業者は、再委託先をして、2及び3の②から⑧までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負わしめるよう、必要な措置をとるものとする。

ト. 民間事業者は、本業務の一部を再委託先に委託する場合、3の⑪リからソまでのいずれかに該当する者（以下、「解除対象者」という）を、再委託先、再委託先がその委託を受けた本業務を更に第三者に委託する場合の当該第三者（その後に委託が行われる場合の全ての委託先を含み、再委託先と併せて、以下「後続委託先」と総称する。）、又は後続委託先がその委託を受けた本業務を履行する上で締結する全ての契約（本業務の委託に係る契約を含み、以下「委託先契約」と総称する。）の相手方（後続委託先と併せて、以下「後続委託先等」と総称する。）としないことを確約する。

チ. 民間事業者は、委託先契約の契約締結後に後続委託先等が解除対象者であること

が判明したときは、自ら当該後続委託先等（以下「解除対象後続委託先等」という。）と締結している委託先契約を直ちに解除するとともに、後続委託先等をして解除対象後続委託先等と締結している委託先契約を直ちに解除せしめるものとする。

⑩ 契約内容の変更

関東財務局及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面でもって提示し、協議の上、承認を得るものとする。

⑪ 契約の解除

関東財務局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

関東財務局が契約を解除した場合には、民間事業者は、当該契約の金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として関東財務局が指定する期日までに関東財務局に納付するとともに、関東財務局との協議に基づき、請負事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

イ. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。

ロ. 法第 14 条第 2 項第 3 号又は法第 15 条において準用する法第 10 条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ. 重度の不備により試験の有効性に影響を及ぼした場合など契約に従って請負事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ニ. ハに掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ホ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき

ヘ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ト. 法令又は契約に基づく指示（3に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

チ. 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

リ. 民間事業者の役員等（民間事業者が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条

第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ヌ. 民間事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。
- ル. 民間事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等の方法で、直接又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ロ. 民間事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ハ. 民間事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ. 民間事業者が、自ら又は第三者を利用して、関東財務局に対して暴力的な要求行為をしたとき。
- コ. 民間事業者が、自ら又は第三者を利用して、関東財務局に対して法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- タ. 民間事業者が、自ら又は第三者を利用して、本業務に関して関東財務局に対して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- チ. 民間事業者が、自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて関東財務局の業務を妨害する行為をしたとき。
- ソ. カからレまでの行為に準ずる行為をしたとき。
- ツ. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
- ネ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- ナ. 後続委託先等が解除対象者であることを知りながら委託契約を締結し、若しくは後続委託先等が解除対象者と委託先契約を締結することを承認したとき、又は委託先契約の締結後に後続委託先等が解除対象者であることが判明したときに、自ら解除対象後続委託先等と締結している委託先契約を解除せず、若しくは後続委託先等をして解除対象後続委託先等と契約している委託先契約を解除せしめる措置を講じないとき。

⑫ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、関東財務局に損害を与えた場合は、関東財務局に対し、一切の損害を賠償するものとする。

この損害には、関東財務局が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において関東財務局が国民等に支払いを要する金額及び関東財務局が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

⑬ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞し、または不能となった場合、関東財務局及び民間事業者は、これによって生じた損害の費用負担について、協議する。

⑭ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と関東財務局が協議する。

民間事業者が事業実施に当たり第三者に損害を加えた場合において、損害賠償に関し民間事業者が負うべき責任に関する事項

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、次のとおりとする。

1. 審査会又は関東財務局（以下、この項において「審査会等」という。）が当該第三者に対する賠償を行ったときは、審査会等は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について審査会等の責めに帰すべき理由が存する場合は、審査会等が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
2. 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について審査会等の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は審査会等に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。